

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長

(公 印 省 略)

衛生微生物部 第一室長の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、当所衛生微生物部において第一室長を公募することとなりました。つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

衛生微生物部 第一室長（厚生労働技官・研究職） 1名

2. 業務内容

衛生微生物部は、医薬品、医薬部外品、化粧品、食品や環境等における安全性の確保を目的とし、微生物及び微生物産生毒素による健康被害防止に関する調査・研究を行なっている。このうち第一室では、医薬品、医薬部外品等の衛生微生物学的安全性確保に関する試験および検査法開発並びにこれらに必要な研究を行っている。

今回募集する第一室長は、これらの業務を自らあるいは室員を指導・統括して実施すると共に、関係分野における行政支援活動に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学、医学、農学あるいはその他の生命科学系領域における博士号を取得後、概ね8年以上の研究経験を有すること
- (2) 医薬品、医薬部外品等の微生物学的安全性確保に資する検査法の開発、実用化に必要な専門的知識、研究経験及び業績を有すること
- (3) 衛生微生物部第一室の所掌業務を遂行する上で十分な発熱性物質試験法に関する研究経験または業績を有することが望ましい
- (4) 研究所内外の研究者と協力、連携して調査・研究を遂行でき、研究室員を指導・掌握する管理能力と協調性を有すること
- (5) 国立試験研究機関における調査・研究の意義と役割に対する責務への理解とそれを実行する意欲を有し、当該分野における行政への対応及び国際的動向への対応を行う意欲と能力を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること

4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の学歴・職歴、所属学会・教育歴、公的委員会、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること）
- (2) 現在までの主要研究概要（A4用紙3ページ、カラー可）
- (3) 研究実績目録（原著論文、総説、解説、単行本、シンポジウム、国際学会発表、招待講演、知的財産、受賞歴等）及び主要論文別刷（5編以内、総説も可）
- (4) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙2ページ）
- (5) 学位記（写し）あるいは学位を証明するもの
- (6) 現在までの競争的研究費獲得状況
- (7) 推薦状（複数可）
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
- (9) 障がいをお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類
※各書類が複数枚になる場合はクリップ止めにすること（ステープラは使用しない。）。
※（2）～（4）、（6）～（9）は様式自由。
※応募書類は返却しません。
※下記【備考】（1）～（4）に該当する者は応募できません

5. 応募締切日

令和8年11月24日（火）13時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

- (1) 書類選考 令和8年12月上旬（予定）
- (2) 面接試験 令和8年12月中旬（予定）
※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所
※最終合格発表は12月下旬に文書（電子メール等）にて通知予定

7. 採用予定年月日

令和9年3月1日（予定）（事情により応相談）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類（8）の書類を提出すること。

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。
＜モデル年収＞
室長 経験年数満15年
研究職俸給表 4級15号俸 年収約850万円程度（月収約57万円程度）
※ 上記は俸給、地域手当と期末手当・勤勉手当（標準成績の場合）により暦年（1～12月）での報酬水準を試算したものです。住居手当28,000円、超過勤務時間12時間の金額を含んで試算しています。これ以外に、個人の状況・勤務状況に応じて、超過勤務手当、通勤手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。なお、当該金額は、共済掛金等の控除前のものであり、手取り年収ではありません。
(2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）である。
(3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）の

ほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている。

9. 勤務地

国立医薬品食品衛生研究所（神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26）

10. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※ 応募書類の封筒には「衛生微生物部第一室長 応募書類在中」と朱書のうえ、書留にて郵送
又は総務部総務課人事係に持参すること。

11. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 柴田 彩乃

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：ayano-shibata@nihs.go.jp

【備考】

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(4) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）